

杉並区都市計画審議会における会議傍聴の取扱いについて

令和 6 年 3 月 2 1 日
審 議 会 決 定

杉並区都市計画審議会運営規則(昭和 50 年杉並区規則第 66 号)第 11 条の規定に基づき、杉並区都市計画審議会（以下「審議会」という。）において、審議会の会議傍聴に関する取扱いに関し、次のとおり定める。

第 1 会議の傍聴

杉並区都市計画審議会条例（平成 12 年杉並区条例第 15 号）（以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、審議会の会議は原則公開とし、傍聴を受け付ける。ただし、公開することが適切でないと審議会が決定した場合は、非公開とすることができる。

第 2 傍聴の手続

- (1) 傍聴の受付は、審議会の当日、受付時間内で先着順とする。
- (2) 審議会を傍聴しようとする者は、杉並区都市計画審議会傍聴申込書（第 1 号様式）に必要事項を記載して申し出ることにより傍聴証（第 2 号様式）の交付を受け、これを着用する。
- (3) 傍聴証の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴を終え、退出するときは、傍聴証を係員に返還する。
- (4) 会長は、必要と認めるときは予め傍聴席を指定することができるものとする。

第 3 傍聴することができない者

次のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

- (1) 危険物のほか、他の者に危害を及ぼすもの、迷惑となるもの又はそのおそれがあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 係員に傍聴証の提示ができない者
- (4) その他会長が傍聴を不適当と認める者

第 4 傍聴人の定員

傍聴の定員は、審議会を行う会議室の定員がある場合はその人数とする。ただし、会長が傍聴可能と認めるときは、この限りではない。

第5 傍聴人の順守事項

傍聴人は次の事項を順守して傍聴すること。

- (1) 私語や雑談をしないこと。また、拍手その他の方法により、審議の妨げとなる行為は行わないこと。
- (2) みだりに傍聴席を離れたり、飲食（体調管理のための水分補給を除く。）をしないこと。
- (3) 携帯電話は電源を切るかマナーモードとし、着信音等を出さないこと。また、会議室内での通話は行わないこと。
- (4) 第2（4）で会長が傍聴席を指定した場合は、指定された席から傍聴をすること。
- (5) その他審議会において決定した事項を順守すること。

第6 撮影、録音の許可

- (1) 傍聴人は、許可なく写真、動画を撮影し、又は録音（以下「撮影等」という。）をしないこと。撮影等を希望するときは、杉並区都市計画審議会撮影・録音の申込書（第3号様式）により、あらかじめ会長に申し出ることとする。
- (2) 撮影等の許可は会長が審議会に諮り、可否を決定する。傍聴人は、審議会の決定があるまでは、撮影等をしてはならない。
- (3) 傍聴人は、撮影等を許可されたときは、次の事項を順守すること。
 - ア 撮影等は、着席した傍聴席から行うこと。
 - イ 撮影等に当たっては、フラッシュ撮影は禁止とし、ライトの機器類を使用しないこと。
 - ウ 会議全体を撮影することとし、特定の委員及び職員を望遠機能やズーム機能を用いて撮影しないこと。
 - エ 撮影等をしたデータを利用して、インターネット上で公開されているサイトへの投稿や掲載（以下「投稿等」という）を行わないこと。また、当該データを用いて第三者による投稿等が行われないようにすること。

第7 会長等による指示

- (1) 会長は、審議会会議室のほか、区が管理する施設内において公の秩序を維持し、また、円滑な議事進行を図るため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示させることができる。
- (2) 会長は、第6の規定に反し、傍聴人による撮影等により記録された審議会データをインターネット上において確認し、その内容が今後の審議会の議事進行に支障があるものと判断できる場合は、審議会に諮り、当該データの撮影等を行った傍聴人に対し以後の撮影等を認めない決定をすることができる。

第8 傍聴人への退出指示等

- (1) 会長は、傍聴人が第5及び第6に定める事項に違反したとき、又は明確に違反するおそれがあると認めるときは、これを制止し、その指示に従わないときは、その者に退出を命じることができる。
- (2) 傍聴人は、会長から退出を命じられたときは、速やかに退出すること。
- (3) 傍聴人は、審議会の決定により審議会が非公開となったときは、会長の指示に従い、直ちに会議室から退出すること。

第9 その他

審議会の傍聴に関して、この取扱いに定めのない事項や審議会の進行に支障をきたすような行為があった場合は、その都度、会長が審議会に諮り決定する。

附 則

この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。

(第1号様式(第2の(2)関係))

傍 聴 申 込 書

年 月 日

杉並区都市計画審議会会長 様

私は、本日開催される杉並区都市計画審議会の傍聴を申し込みします。

氏 名	
住 所	

(第2号様式(第2の(2)関係))

No. _____

杉並区都市計画審議会

傍聴証

(第3号様式(第6の(1)関係))

年 月 日

杉並区都市計画審議会会長 様

住 所

氏 名

杉並区都市計画審議会における撮影・録音の申し込みについて

このことについて、会議内容の確認のため、議場における撮影・録音を許可されるよう申し込みします。

撮影・録音にあたっては、受付で受け取った「録音・撮影にあたっての注意事項」を順守します。